

## 阿賀野市規則第 4 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 16 年阿賀野市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改め、同条第 3 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号中「再任用職員(地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 6 項中「その日数」を「当該日数」に改め、同項第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 8 条の 2 中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 9 条第 2 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 11 条第 1 項第 19 号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(阿賀野市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 阿賀野市職員の退職管理に関する規則(平成 28 年阿賀野市規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 28 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 13 条第 1 号中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 22 条第 2 号中「第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(阿賀野市技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 3 条 阿賀野市技能労務職員の給与等に関する規則(平成 16 年阿賀野市規

則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第4条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年阿賀野市条例第38号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条中「再任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項に規定するもののほか、阿賀野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年阿賀野市条例第17号)による改正前の阿賀野市職員の定年等に関する条例(平成16年阿賀野市条例第33号)第3条の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置については、一

般職員給与条例の適用を受ける者の例による。

(阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則(平成16年阿賀野市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第7条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第14条の2第3項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第15条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第5条 阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則(平成16年阿賀野市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第5条第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「28条の2第1項」及び「(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削る。

(阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第6条 阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成16年阿賀野市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第5号中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第3条第2号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条及び第7条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条及び第14条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第3項(第2号に係る部分に限る。)及び第6項の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第1項及び第3項(第1号に係る部分に限る。)、第8条の2、第9条第2項並びに第11条の規定を適用する。

(阿賀野市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)とみなして、第2条の規定による改正後の阿賀野市職員の退職管理に関する規則第22条第2号の規定を適用する。この場

合において、同号中「法第 22 条の 4 第 1 項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項」とする。

- 2 この規則の施行前に、令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合における第 2 条の規定による改正後の阿賀野市職員の退職管理に関する規則第 22 条の規定の適用については、なお従前の例による。

（阿賀野市技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阿賀野市技能労務職員の給与等に関する規則第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則第 4 条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 38 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される阿賀野市技能労務職員の給与等に関する規則第 3 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則第 4 条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 6 条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、阿賀野市一般職の

職員の給与に関する条例（平成16年阿賀野市条例第47号）第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。

(1) 令和3年改正法附則第4条第1項（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第5条第1項、第6条第1項（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は第7条第1項の規定による採用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（以下「令和5年旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和3年改正法附則第4条第2項（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第5条第3項、第6条第2項（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は第7条第3項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第7条 この規則の施行の日前に、第5条の規定による改正前の阿賀野市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第1号に該当する採用をされた職員については、同号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第8条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条、第5条及び第7条第1項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規

定による改正後の阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条及び第14条の2の規定を適用する。